

発議案第7号

企業・団体献金及び政治資金パーティーの禁止を求める意見書に
ついて

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月20日

提出者	盛岡市議会議員	神部伸也
賛成者	盛岡市議会議員	中村亨
〃	〃	鈴木努
〃	〃	高橋和夫

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

企業・団体献金及び政治資金パーティーの禁止を求める意見書

先の総選挙で、自民党の裏金問題に対し与党過半数割れという国民の厳しい審判が下りました。「裏金」の原資は企業・団体からの献金です。巨額の資金を「隠れ企業献金」として集めたうえ、政治資金収支報告書にも記載せずに「裏金」にし、「脱税」疑惑まで浮上しています。

過去には、国民からの金権政治への批判を受けて、1994年に政治資金規正法が改正され、政党・政治資金団体、政治家個人の資金管理団体以外への企業・団体献金が禁止され、さらに1999年には、派閥への企業・団体献金が禁止となりました。しかし、その抜け穴としてパーティー券による収入が拡大されてきました。

企業・団体献金は、本質的には政治を買収する賄賂であり、金権政治を一掃するには、パーティー収入を含め企業・団体献金を全面禁止し、癒着の根を断つ以外にあり得ません。

よって、国において法改正を行い、下記の事項について早急に実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 企業・団体による寄附を禁止すること。
- 2 政治資金パーティー収入を寄附とみなし、企業・団体によるパーティー券購入も禁止すること。
- 3 罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月20日

盛岡市議会